



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	1
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(大沢町簾自治会ほか)	地域協働局地域活性課	2
告示	指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定(神戸市立婦人会館)	地域協働局男女共同参画課	3
告示	神戸市国民健康保険料収納代行業務	福祉局国保年金医療課	4
告示	人と自然との共生ゾーン条例に基づく里づくり計画の変更認定	経済観光局農政計画課	5
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 上新地南古線)	建設局道路管理課	8
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 夢野白川線)	建設局道路管理課	9
告示	港湾施設の規模の変更	港湾局経営課	10
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧(国営明石海峡公園(神戸地区)、神戸山田太陽光発電事業)	環境局環境保全課	11
公告	都市公園の拡張(西神南住宅団地周辺緑地)	建設局公園部管理課	13
公告	マンションの再生等の円滑化に関する法律による定款及び事業計画の変更の認可(森後ハイツマンション再生組合)	建築住宅局政策課	14
区役所	行旅死亡人	中央区保健福祉課	15
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	16
訂正	令和7年12月2日付神戸市公報第3939号中	建設局道路管理課	17

神戸市告示第287号

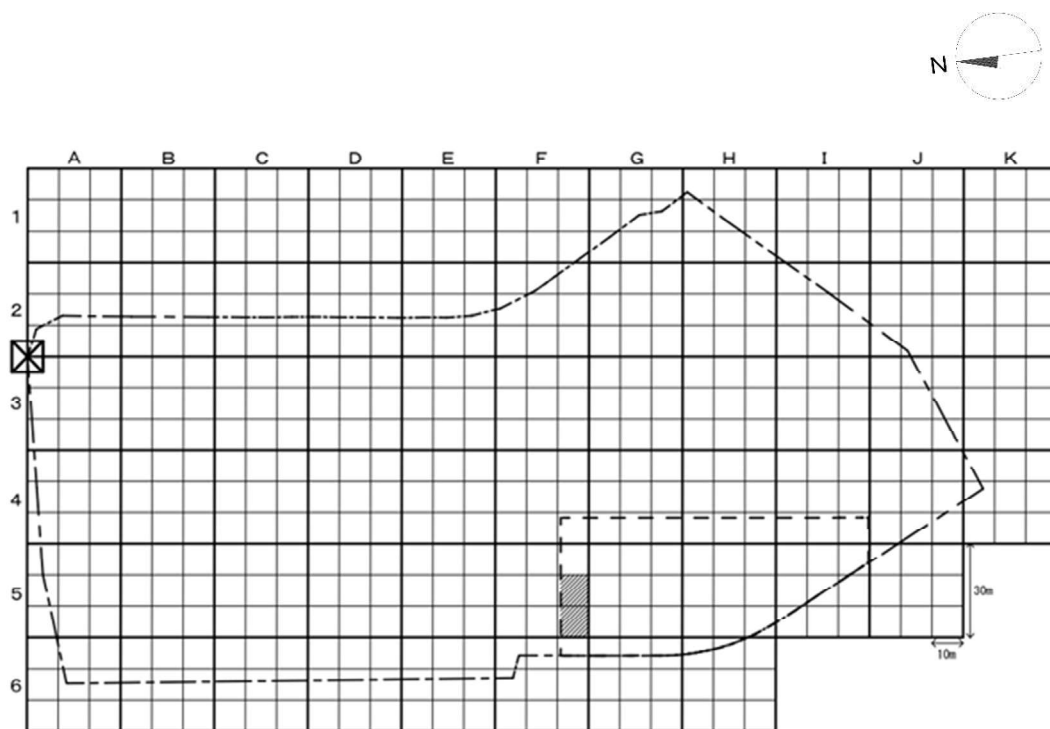
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年8月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
須磨区友が丘7丁目10番2の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物

別図



凡例



起点



敷地境界線



対象範囲



形質変更時要届出区域

〈起点〉

起点は神戸市須磨区友が丘7丁目10番2の最北端の地点とする。

〈格子の回転角度〉

6°53'25"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

令和8年9月1日 神戸市公報第3978号

神戸市告示第305号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、大沢町簾自治会、南平台自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	大沢町簾自治会	南平台自治会
主たる事務所	神戸市北区大沢町簾292番地	神戸市西区押部谷町栄205番地の99
代表者の氏名	上田 達男	迫水 智史
代表者の住所	神戸市北区大沢町簾213番地	神戸市西区押部谷町栄205番地の261

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 大沢町簾自治会

令和8年1月17日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	乗本 佳則	上田 達男
代表者の住所	神戸市北区大沢町簾126番地	神戸市北区大沢町簾213番地

(2) 南平台自治会

令和8年4月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	田代 展代	迫水 智史
代表者の住所	神戸市西区押部谷町栄205番地の148	神戸市西区押部谷町栄205番地の261

神戸市告示第306号

神戸市立婦人会館条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収・収納業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収・収納業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名 称 一般社団法人神戸市婦人団体協議会
- (2) 事務所の所在地 神戸市中央区橘通3丁目4番1号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

- (1) 使用料

7 連絡先

- (1) 担当 神戸市地域協働局男女共同参画課
- (2) 電話 078（361）6977

神戸市告示第307号

国民健康保険料の徴収業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

神戸市国民健康保険料収納代行業務

2 指定公金事務取扱者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

（株）電算システム

代表取締役 高橋 譲太

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

国民健康保険料

神戸市告示第308号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 変更認定する里づくり計画

黒田里づくり計画

2 変更の内容

土地利用計画の変更

神戸市告示第309号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び 返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話 7 0 7 - 0 2 3 4
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月6日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月10日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月16日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 1 台	令和8年7月22日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和8年7月27日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 0 台 原動機付自転車 1 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 8 台 原動機付自転車 1 台		

神戸市告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年9月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年9月15日まで一般の縦覧に供する。

令和8年9月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	上新地南古線	神戸市西区岩岡町岩岡字谷北420番1地先から	新	5.00	最大 16.60 最小 12.60
		神戸市西区岩岡町岩岡字谷北420番1地先まで	旧	5.00	最大 12.80 最小 11.60

神戸市告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年9月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年9月15日まで一般の縦覧に供する。

令和8年9月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路 線 名	区 間	新 旧 別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	夢野白川線	神戸市須磨区車字口大池 690番1地先から	新	42.20	最大 18.00 最小 16.80
		神戸市須磨区車字口大池 690番1地先まで	旧	42.20	最大 20.60 最小 17.00

神戸市告示第312号

次の港湾施設について、令和8年9月1日から、その規模を改める。

令和8年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

旅客施設

名称	位置	規模	
		現行	変更後
中突堤駐車施設	神戸市中央区波止場町	13,791.87 m ²	11,008.38 m ²

緑地

名称	位置	規模	
		現行	変更後
波止場町緑地	神戸市中央区波止場町	1,466.27 m ²	2,759.17 m ²

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和8年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 対象事業の概要

事業の名称	国営明石海峡公園（神戸地区） （神戸国際港都設計計画公園事業 九・七・二号しあわせの森）	神戸山田太陽光発電事業
事業者の名称	国土交通省	神戸山田太陽光発電所合同会社
代表者	国土交通大臣 金子 恭之	代表社員：一般社団法人神戸山田 ソーラー 職務執行者：出澤 貴人
事業者の所在地	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階 国土交通省近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所	東京都中央区京橋二丁目12番6号
事業の種類	レクリエーション施設の建設	太陽光発電所の建設
事業の規模	面積233.9ha	事業区域面積：107.4ha 発電出力：40MW
対象事業の位置	兵庫県神戸市北区山田町藍那字傳 庫、字相坂、字下相坂、字畑、字下 小野、字中小野、字上小野、字代ヶ 谷、字平、字太ヶ谷、字猿田、字田 代、字西山地内及び同町下谷上字中 一里山、西区伊川谷町布施畑字柏木 谷地内並びに同区押部谷町木見字又 度ノ二地内	神戸市北区山田町坂本、東下、中

2 縦覧の期間

令和8年9月1日（火曜）から9月14日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前 9 時から午後 5 時まで

神戸市公告

都市公園を拡張するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 拡張する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
西神南住宅団地 周辺緑地	西区井吹台西町2丁目 西区井吹台西町3丁目 西区井吹台東町2丁目 西区井吹台東町7丁目 西区井吹台北町3丁目 西区井吹台北町5丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和8年9月1日

神戸市公告

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定により、森後ハイツマンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可しましたので、同法第 34 条第 2 項において準用する同法第 14 条の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 組合の名称
森後ハイツマンション再生組合
- 2 事務所の所在地
西宮市池開町 4 丁目 25 番地
- 3 設立認可の年月日
令和 8 年 1 月 13 日
- 4 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和 8 年 9 月 1 日

神戸市中央区公告

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和8年9月1日

神戸市中央区長 小林 令伊子

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 本籍・住所・氏名 | 不詳 |
| 2 | 性別 | 男性 |
| 3 | 年齢 | 30～40歳（推定） |
| 4 | 特徴 | 身長160cm位
小太り、黒髪短髪 頭頂部は禿げ |
| 5 | 死亡年月日 | 令和8年6月14日夜頃（推定） |
| 6 | 発見年月日 | 令和8年6月14日午後3時53分 |
| 7 | 発見場所 | 神戸市中央区南本町通5丁目1番12号市営新生田川
住宅21号棟南側敷地内 |
| 8 | 死因 | 頸椎損傷 |
| 9 | 遺留金品等 | 黒色リュックサック
黒色マウンテンジャケット
スマートフォン
ワイヤレスイヤホン
灰色ショルダーバッグ |

神戸市水道告示第19号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年9月1日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42617	株式会社 総合 設備パートナーズ	伊丹市森本5丁目139 番地3 GATHERTYPEY 5号 室	大坂 成弘	令和8年8月31日
42618	スミヒロ設備	明石市二見町西二見 157-10	住田 浩和	令和8年8月31日
42619	Daigas エネテック株式会社 大阪本社	堺市堺区砂道町一丁1 番29号	濱 利英	令和8年8月31日
42620	株式会社 西日本設備	神戸市兵庫区松原通5 丁目1番1号藤和シティ ホームズ兵庫1F	鬼木 晴望	令和8年8月31日

令和7年12月2日付け告示第409号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和8年9月1日

誤

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	車20号線	神戸市須磨区白川字高尾8番177地先から 神戸市須磨区白川字高尾8番173地先まで	11.90	最大 9.70 最小 7.00

正

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	車20号線	神戸市須磨区白川字高尾8番177地先から 神戸市須磨区白川字高尾8番173地先まで	112.00	最大 12.00 最小 7.00